

議第232号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市漁業共同利用施設（豊浜製氷貯氷施設）の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市漁業共同利用施設（全12施設）のうちの1施設を対象とするものです。

施設名	豊浜製氷貯氷施設
施設所在地	呉市豊浜町大字豊島字金崎地内
設置年月日	平成20年4月1日
設置目的	漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市漁業共同利用施設設置条例
施設規模等	延べ面積 140.45㎡ 主要設備 製氷機（製氷能力：1日当たり約7t）、自動搬出装置型貯氷庫、氷販売機盤
利用状況	氷利用量 平成28年度 602t 平成29年度 605t 平成30年度 505t
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成30年度 【呉市分】 歳入 0千円 歳出 0千円 指定管理料 0千円 【指定管理者分】 収入 3,581千円 支出 3,934千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成20年4月1日～平成24年3月31日 呉豊島漁業協同組合 平成24年4月1日～平成27年3月31日 呉豊島漁業協同組合 平成27年4月1日～令和2年3月31日 呉豊島漁業協同組合

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るために市長が必要と認める業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	呉豊島漁業協同組合
団体所在地	呉市豊浜町大字豊島4136番地22
代表者氏名	代表理事組合長 北田 國一
設立年月日	平成18年11月1日
設 立 目 的	水産業協同組合法の規定により，その組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。
事 業 概 要	次に掲げる事業等 (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 (3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 (4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
出 資 金	38,195千円
組 合 員 数	192人
役 員	代表理事組合長 北田 國一 筆 頭 理 事 西倉 竹文 理 事 西中 嘉文 北倉 末喜 北森 幹和 二川 節郎 代 表 監 事 北山 晴雪 監 事 北森 正秀 須賀 吉次郎
決 算	平成30年度 収入 63,622千円 支出 58,678千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	地域の漁業経営に密接な関係を有する施設として，利用者の主体である漁業経営者との相互協力により，効果的かつ効率的な管理運営に努める。
管理運営体制	代表理事組合長を管理責任者とし，当組合の荷さばき業務の責任者を開所中の施設管理に係る現場責任者とするほか，必要に応じて臨時職員を配置する。さらに，緊急時には組合員を随時に追加配置できる体制とする。
施設の維持管理	日常点検を徹底し，設備の作動に異状がある場合には速やかに専門業者に点検を依頼するなど，良好かつ安全な維持管理に努める。
利用促進の取組	(1) 利用者からの要望等を積極的に聴取し，利用者の視点に立った管理運営を行う。 (2) 高齢者等が購入した氷の積込み，運搬等をする際には，組合員が補助するほか，他の利用者にも助け合いを呼び掛ける掲示をするなど，利用

	者の協働，相互扶助等の意識を醸成する措置を講じ，地域に根ざした効率的な管理を図る。
経費削減の取組	常勤職員が隣接施設（豊浜水産物荷さばき施設）との業務を兼務することで，人件費を削減する。また，日常的に発生する簡易な修繕については，組合員が実施する。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設は，漁業者の経営の安定及び環境の整備に必要な施設であり，地域の漁業経営に密接な関係を有していることから，地域の漁業経営者とその構成員とし，地域漁業の実態に精通している呉豊島漁業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため，公募を行わず同組合を指定管理者の候補者として選定したものです。